

全国老施協発第 508 号  
令和 2 年 7 月 1 日

会 員 各 位

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
会 長 平 石 朗  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応に係る留意事項について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

高齢者介護施設・事業所（以下「高齢者施設」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染の発生及び拡大の防止については、これまで厚生労働省より数次にわたって通知が発出されてきており、そのうち特に、令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（介護保険最新情報 Vol.808）（以下「4 月 7 日通知」という。）が、その基本的な考え方を示すものとなっております。

このような中で今般厚生労働省より、都道府県等に対して、令和 2 年 6 月 30 日付け事務連絡「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（介護保険最新情報 Vol.853）（以下「6 月 30 日通知」という。）が発出されましたが、その内容は、新型コロナウイルス感染症の感染の発生及び拡大の防止のための対応を進める上で、4 月 7 日通知の内容を補う重要な内容であることから、厚生労働省にその趣旨を確認した上で、その運用上の留意事項について下記のように整理を致しました。

つきましては、今後、各高齢者施設、並びに各都道府県・指定都市老人福祉施設協議会及びデイサービスセンター協議会において、新型コロナウイルス感染症の感染の発生及び拡大の防止のための対応を進めていくにあたり、これを十分踏まえていただくようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 感染者等が発生した場合に備えた人材確保

ア 厚生労働省からの緊急時の人材確保に係る検討要請

高齢者施設において感染症が発生したことに伴って介護現場の要員が不足した場合の応援派遣については、これまで厚生労働省としても断片的に考え方を示すにとどまっております。

このような中で、①これまで感染クラスターが発生した高齢者施設において、いわゆる「介護崩壊」となる事態を寸前でくいどめることができたのは、現場の要員不足を他施設から応援派遣によって補うことができた事実があること、②感染予防策に万全を期するとしても、万が一感染クラスターが発生した場合に備えて要員確保策は検討しておく必要があること、③法人内に複数の施設を有する場合は施設間で応援派遣を受けやすいと考えられるが、それを期待できない一法人一施設の場合への対応も検討しておく必要があること、④感染クラスターが発生した施設に対しては医療チームの派遣が検討されることになるが（下記2③参照）、日常的な介護業務までを医療チームに委ねることはできないこと、⑤補正予算により応援派遣に対する経済的な支援策がほぼ出そろったこと（下記エ参照）、などの事情を踏まえ、今般、厚生労働省から各都道府県等あてに、「平時より、介護保険施設等の関係団体と連携調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、感染者等が発生した場合の人材確保を講じること。」（「6月30日通知」の記の2）との要請が行われました。

#### イ 本会としての応援派遣に係る基本的考え方

本会としては、感染クラスターの発生に伴って介護現場の要員が不足した場合の応援派遣の在り方については、令和2年5月28日付け全国老協発第252号「新型コロナウイルス感染症の感染に対応した介護職員等の応援派遣及びDWATの活動に対する本会の基本的な考え方について」（以下「老協通知」という。）によって考え方をお示ししております。

基本的には、応援派遣については、各地域によって実情が異なることから、各都道府県単位でその在り方を検討することが基本となることとしており、この点において変更はありません。

#### ウ 都道府県等との連携調整に係る留意事項

このような中で、今般、上記アのように、厚生労働省から各都道府県等あてに緊急時の応援派遣を含む人材確保に係る検討要請がなされたことから、今後、各都道府県等から都道府県・指定都市老人福祉施設協議会及びデイサービスセンター協議会に対して、連携調整に係る要請・協議・相談が行われるものと考えられます。

これらの要請・協議・相談があった場合においては、上記アの①～⑤の事情を踏まえつつ、どこまでの対応であれば可能か（困難か）という観点で、検討する必要があると考えられます。

その際、仮に何らかの方法で応援派遣を行うこととする場合、以下の点にご留意いただくことが重要であると考えられます。

- ① 応援の形態に関して、老協通知の第1の2(2)に示した、①a)全面応援派遣、b)移動先応援派遣、c)限定応援派遣、d)間接応援派遣、②休業職員応援のいずれ

であれば可能かという視点で検討することも考えられること

- ② 応援の体制に関して、応援派遣対象者の募集の主体を都道府県等とするか都道府県老施協等とするか、応募の主体を介護施設とするか介護職員個人（個人資格で応募）とするか、応援派遣に関する協定を施設間で締結するかどうか、法人内の応援派遣ができない施設に限定するかどうか、応援派遣を受け入れたり、送り出したりする介護施設等をどの範囲にするか（入所施設に限定するかどうかなど）など、さまざまな検討が必要であること

（参考：既に取り組みが進んでいる県の実施要領の例は、全国老施協ホームページの新型コロナウイルス対策特設ページ（<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-single-entry&type=contents&spot=325685>）に掲載）

- ③ 感染の拡大を防止するためには、医療関係の専門家の派遣が行われ、その指導の下で対応が行われることが重要であり、応援派遣にあたりこれを必須とするよう都道府県等に求めることが考えられること（下記2③関連）
- ④ 応援派遣の安全性を高めるためには、感染が発生した高齢者施設における利用者及び職員について、感染しているかどうかが明確であることが重要であると考えられるところであり、応援派遣にあたりその全員を「感染が疑われる者」に該当するものと位置づけてPCR検査を行うことを必須とするよう都道府県等に求めることが考えられること（下記2②関連）

#### エ 応援派遣に対する経済的な支援策

応援派遣に対する国の経済的な支援策としては、「6月30日通知」の別添1～4に示されているように、令和2年度補正予算により、応援派遣に係る①旅費・宿泊費、②派遣職員の割増賃金・手当（かかりまし軽費として）、③応援派遣に係る追加的人材やコーディネートを担う人材の確保に係る経費などについて支援を受けることができます。あわせて、本会としても、令和2年度補正予算によって、応援派遣を行った施設に対して20万円の補助金を支給することとしております。

## 2. 感染者発生時の対応

高齢者施設において入所者に新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生した場合の措置については、「6月30日通知」の記の3において改めて確認的に示されておりますが、そのポイントは以下のとおりです。

- ① 感染した入所者（高齢者）は原則入院となること（記の3(1)）
- ② 利用者・高齢者施設従事者等に感染者が発生した場合は、「感染が疑われる者」への速やかな検査を実施することとされており、「濃厚接触者」については全員を検査対象とすることとされていること（記の3(2)）
- ③ 感染者や濃厚接触者が発生した高齢者施設における、ゾーニングなどの感染拡大

防止策や施設マネジメントについては、高齢者施設単独で行うには困難を伴うこともあることから、都道府県等は速やかに医療関係の専門家の派遣を検討し、高齢者施設の管理者は、保健所や派遣された医療関係の専門家と協力しながら対応するものとされていること（記の3(3)）

### 3. 高齢者施設における事前準備等

高齢者施設の管理者等は、感染症や濃厚接触者が発生した場合等に備えて、さまざまな準備をしておくことが重要ですが、そのポイントは以下のとおりです。

- ① ゾーニングのシミュレーション
- ② 人員体制に関する施設・法人内の関係者との相談
- ③ 防護具などの物資の状況の把握
- ④ 感染者が発生した場合の対応方針に関する入所者や家族との共有

特に感染症対応に係る基本的考え方や防護具の装着方法については職員研修を行うことが望ましいこと

### 4. 感染者等の退院患者の施設での受け入れ

「6月30日通知」の記の5においては、入院した感染者が陰性となった場合の退院の基準を示すとともに、それに合致している高齢者を高齢者施設側で入所拒否することは正当な受け入れ拒否理由に該当しないものとしています。

これは、医療機関における入院加療を要さなくなった者の継続的な入院を認めると、入院加療を要する新たな感染者の入院に支障が生じ、いわゆる「医療崩壊」を招きかねないことや、感染した入所者（高齢者）を医療機関が円滑に受け入れられるようにするためにも必要であるということによります。

なお、「6月30日通知」では、医療機関に対して、退院する高齢者が退院基準に合致していることの証明書の発行を求めることは控えるよう求めています。これは退院の基準に該当していることを口頭で確認することまで控えるよう求められているわけではありません。

以上

〔連絡先〕

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

新型コロナ対策チーム（北村・忽那（くつな）・下本）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

T E L 03-5211-7700 F A X 03-5211-7705

E-mail : js.covid-19@roushikyo.or.jp